

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

クーデター後のミャンマー情勢

～膠着状態が続く中、当面は様子見スタンス～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
福地 亜希
aki_fukuchi@iima.or.jp

<目次>

はじめに	2
1. 政治情勢	3
(1) 内政：二重政府による膠着状態が継続	3
(2) 国際社会の対応：ターゲット制裁を継続する中、次の一手を模索	6
2. 経済情勢と今後の見通し	10
(1) 新型コロナウイルスの感染状況	10
(2) 実質 GDP 成長率	11
(3) 輸出入、国際収支	13
(4) 為替相場、外貨準備高	15
(5) 物価と金融政策	16
3. 財政ポジション	17
(1) 財政収支：歳入減により赤字幅が拡大、国営銀行がファイナンスを支援	17
(2) 周辺国との比較：税収と外貨準備の少なさが課題	19
4. 企業の投資およびインフラ整備の進捗	20
(1) 海外からの直接投資は伸び悩み	20
(2) インフラプロジェクトは停滞、企業は様子見姿勢	21
5. おわりに	23

<要旨>

1. ミャンマーでは、国軍によるクーデターから半年が経過した8月1日、ミン・アウン・フライン国軍総司令官兼国家統治評議会（SAC）議長が暫定首相への就任を宣言するとともに、2023年8月までに複数政党による総選挙を実施する方針を表明した。一方、民主派が樹立した国民統一政府（NUG）は9月7日に「防衛戦」を宣言、国軍への抵抗を呼びかけるなど、二重政府による膠着状態が続いている。
2. 国際社会は2月以降、新規融資の一時停止、欧米諸国による国軍関係者・企業を対象とする経済制裁などにより圧力を強めているものの、これまでのところ影響力は限られており、次の一手への模索が続いている。
3. 2021年6月以降、7月にかけて新型コロナウイルスの感染第3波が急拡大したが、足元にかけて感染ペースは鈍化しつつある。クーデターおよびコロナ禍に伴う経済・社会活動の停滞は続いているが、インターネット接続や金融機関の営業再開などにより、市民生活は徐々に平常を取り戻しつつあるとみられる。もっとも、ワクチン接種率が低水準にとどまり、国際支援の停止や投資の伸び悩みが続く中、当面の景気回復ペースはごく緩やかとなる公算が高い。
4. 不透明な政治・経済情勢が続く中、建設許可の停滞や資材価格の高騰、現金不足の影響などにより、主要インフラプロジェクトの多くは中断を余儀なくされている。進出企業の事業撤退は、国軍との関係解消や、もともと不採算事業であったことなどが主因となっている。多くは投資計画を延期するなどして様子見姿勢を続けているとみられるが、事態の長期化や悪化による経営判断の変化には留意が必要である。

<本文>

はじめに

ミャンマーでは、国軍によるクーデターから半年が経過した。8月にはミン・アウン・フライン国軍総司令官兼国家統治評議会（State Administration Council: SAC）議長が暫定首相への就任を宣言する一方、民主派が樹立した国民統一政府（National Unity Government of Myanmar: NUG）も9月に「防衛戦」を宣言、二重政府状態による膠着が続いている。欧米諸国は、国軍関係者や企業を対象としたターゲット制裁を強化してい

るほか、東南アジア諸国連合（ASEAN）も仲介による事態の打開を模索しているが、これまでのところ進展はみられず、次の一手への模索が続いている。こうした中、進行中のインフラプロジェクトや投資計画は様々な要因から中断を余儀なくされているケースが少なくない。もっとも、進出外資系企業の事業撤退は国軍との関係や技術的な問題などを理由としており、多くは様子見姿勢を続けているとみられる。

本稿では、クーデター以降の政治・経済情勢を踏まえたうえで、今後予想されるシナリオとリスクなどについてポイントを整理したい。

1. 政治情勢

(1) 内政：二重政府による膠着状態が継続

ミャンマーでは、2021年2月1日の国軍のクーデターによる全権掌握以降、軍政と民主派勢力との間で膠着状態が続いている（第1表）。国軍の最高意思決定機関である国家統治評議会（State Administration Council: SAC）は、「選挙管理委員会を新たに設置し、有権者名簿を検証したうえで、自由で公正な複数の政党による総選挙を実施し、勝者に対して政権を委譲する」ことや、新型コロナウイルスの感染抑制と経済回復に取り組むことなどを内容とする「5項目のロードマップ」¹を掲げ、早期に事態の鎮静化を図り、内外に統治能力を示すことを目指しているとみられる。

第1表：ミャンマーにおける政治年表（2020年11月以降）

時期	主な出来事
2020年11月	民主政権下で初めての総選挙(投票率72%)。NLDが勝利
2021年2月	国軍、スー・チー国家顧問兼外相およびウィン・ミン大統領を拘束。非常事態を宣言し、国家権限を掌握 ミン・アウン・フライン国軍総司令官を含む軍人など計11人で構成する国家統治評議会(SAC)を設置 2020年11月の総選挙で選出された国民民主同盟(NLD)の議員らが「連邦議会代表委員会(CRPH)」を結成 SAC、CRPHを非合法組織に指定
4月	CRPHが国民統一政府(NUG)を樹立 ASEAN首脳級会議(ジャカルタ、対面式)にミン・アウン・フラインSACが出席、5項目で合意(24日)
5月	NUGが国民防衛隊(PDF)の結成を発表 国軍、NUGおよびPDFを非合法組織に指定
6月	ブルネイのエルワン第2外相およびリム・ジョクホイASEAN事務総長がミャンマーを訪問、ミン・アウン・フライン国軍総司令官兼SAC議長らと面会
8月	ミン・アウン・フライン国軍総司令官兼SAC議長が暫定首相への就任を宣言
9月	NUGが「防衛戦」を宣言、軍への抵抗を呼びかけ

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

¹ 「5項目のロードマップ」は、①選挙委員会による有権者名簿の検証、②新型コロナウイルスの感染抑制とワクチン接種、③新型コロナウイルスで打撃を受けた企業の回復のための支援、④少数民族武装勢力との停戦協定に基づく永続的な平和の実現、⑤自由で公正な複数の政党による総選挙実施と勝者に対する政権委譲、の5つ。

他方、2020年11月の総選挙で当選した国民民主連盟（NLD）の議員などが立ち上げた連邦議会代表委員会（Committee Representing Pyidaungsu Hluttaw: CRPH）は、4月に国民統一政府（National Unity Government of Myanmar: NUG）を樹立、5月にNUGは国軍に対抗する武装勢力として国民防衛隊（People Defence Force: PDF）を発足させ、二重政府状態が続いている。なお、NUGはオンライン上での活動が中心となっているが、米国をはじめ、豪州、チェコ、フランス、英国に続き、9月までにアジア圏で初めて韓国に現地事務所を設置するなど活動の場を徐々に広げている。

8月1日、ミン・アウン・フライン国軍総司令官兼SAC議長が暫定首相への就任を宣言するとともに、憲法の規定²に基づき、2023年8月までに複数政党による総選挙を実施する方針を表明した³。これに対してNUGは9月7日に「防衛戦」を宣言、国軍への抵抗を呼びかけた。9月下旬に開幕する国連総会を控え、SACは統治を既成事実化する一方、NUGは混乱が続くミャンマー情勢を国際社会にあらためてアピールし、国軍への批判を強める狙いもあったとみられる。その後、両勢力の衝突が激化しているが、衝突は北西部から中部の地域に集中する一方、最大都市ヤンゴンにおける抗議デモは小規模で散発的となっており、市民生活は徐々に平常を取り戻しつつあるとみられる。

9月下旬に開幕した国連総会では、アフガニスタンとともにミャンマーの代表性（credentials）を巡る議論が一つの焦点となっている。毎年9月に開幕する国連総会では、会期毎に「信任状委員会（Credentials Committee）」（米国、中国、ロシアなど9カ国の代表で構成）が各国大使の資格を審査する。通常は形式的な確認にとどまるが、政変や内紛で「国の代表」が対立した際は議論⁴となる。今回ミャンマーについては、2020年10月にNLD政権に任命され、NUG支持を表明する現職の国連ミャンマー大使（チャー・モー・トゥン氏）と、SACが新たに派遣する代表者のどちらを承認するかが問われているが、足元は判断を先送りし、事実上現職を続投させる格好となっている。

PDFは、NUGの直接的な指揮命令系統があるわけではなく、民主派を支持する市民などが各地で組織し、全国で120～130団体、構成員は合計2万人～3万人程度とみら

² 「ミャンマー連邦共和国憲法(2008)」では、「国家非常事態の期間は公布日から1年間」(第417条)とし、半年間の延長が2回可能であり(憲法421条)、宣言終了後6ヵ月以内に総選挙を行う(憲法429条)旨、規定されている(http://www.myanmar-law-library.org/IMG/pdf/constitution_de_2008.pdf)。

³ https://gnlm.com.mm/the-speech-made-by-state-administration-council-chairman-senior-general-min-aung-hlaing-on-the-occasion-of-six-months-on-1-august-2021-since-the-state-administration-council-has-taken-the-state/?_cf_chl_managed_tk__=pmd_92cny1aCfGjhSdp8u9A30ix3GVEMRDU9ZjXS.wAAo9c-1633322704-0-gqNtZGzNA6Wjc nBszRVR#article-title

⁴ 過去にアパルトヘイト(人種隔離)政策をとっていた1970年の南アフリカや、1990年代のハイチやシエラレオネなど、クーデターで政権を奪取した軍事政権が代表権を認められなかったケースがある。

れている⁵。PDF は、国境地帯を拠点とする少数民族武装勢力の下で軍事訓練のほか、戦術や武装等の支援を受けているとみられ、少数民族武装勢力との共同作戦などにより国軍への攻勢を強めている。少数民族武装勢力は大小様々で、活動する勢力地域も異なり、全国的に本格的な武力蜂起が展開することは想定し難い（第2表）。全ての組織の推定兵力を単純合計しても約8万～13万人程度と、国軍の推定約40万人超（準軍事組織を合わせて約50万人）⁶とされる兵力に比べて力の差は歴然としている。なお、最大勢力のワ州連合軍（UWSA）については、傘下にビルマ共産党が設立した企業グループを有し、政治的・経済的に中国との結びつきが強いとされるが、これまでのところ、PDFを支援する動きはみられない。他方、第2の勢力であるカチン独立組織（KIO/KIA）は、豊富な天然資源からの収入により勢力を拡大させてきた経緯があり、小規模な衝突が長期化する可能性は否定できない。

第2表：ミャンマーにおける主な武装組織

組織名	設立年	勢力地域	推定兵力(人)
【少数民族武装組織】			
ワ州連合軍(UWSA)	1989	ワ自治管区(シャン州)	30,000 (予備軍30,000)
カチン独立組織(KIO/KIA)	1961	カチン州～北部シャン州	10,000～12,000 (予備軍10,000)
シャン州復興評議会(RCSS)	1964/1996	シャン州の一部	8,000+
シャン州進歩党(SSPP)	1964/1989	シャン州北部	8,000+
パローン州解放戦線(PSLF)	1992	シャン州北部	6,000+
カレン民族同盟(KNU)	1947	カレン州、タニンダリー管区北部	5,000
民族民主同盟軍(NDAA)	1989	シャン州東部	3,000+
アラカン軍(AA)	2008	KIO/KIA 支配地域、ラカイン州	3,000
ミャンマー民族信託・正義党	1989	シャン州北部コーカン自治区の一部	2,000+
民主カレン慈善軍(DKBA)	2010	カレン州南部国境	1,500+
新モン州党(NMSP)	1958	モン州、タニンダリー管区の一部	800+ (予備軍2,000)
カレン二民族進歩党(KNPP)	1957	カヤー州東部国境	600+
ナガランド民族社会主義評議会 -カブラン派(NSCN-K)	1980	チン州北部、サガイン州西部	< 500
パオ民族解放機構(PNLO)	2009	シャン州南部	400+
チン民族戦線(CNF)	1988	チン州西部国境	200+
KNU/KNLA和平評議会(KPC)	2007	カレン州の一部	< 200
アラカン解放党(ALP)	1967/1973/1981	北部ラカイン州北部、カレン州	60～120
アラカン軍(AA)	2010	カレン州	100+
【旧学生組織】			
全ビルマ学生民主戦線(ABSDF)	1988	KIA/KNU 支配地域	400+ (カチン州200)

(資料) 工藤[2015]、BNI[2017]より国際通貨研究所作成

⁵ <https://asia.nikkei.com/Spotlight/The-Big-Story/Myanmar-a-violent-tale-of-two-governments>

⁶ https://www.globalfirepower.com/country-military-strength-detail.php?country_id=myanmar

今後のシナリオとしては、国軍が既に表明している通り、2023年8月までに総選挙を実施し、形式的な「民政復帰」を行うという展開が想定される。ただし、国軍の全権掌握下で、有権者名簿の検証を経て、「自由で公正な」選挙が実施される可能性は低く、NLDをはじめとする民主派を弱体化させたうえで再選挙に持ち込み、国軍系の連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party: USDP）に政権を奪還させることを目指しているとみられる。国軍は、スー・チー氏を携帯型無線機の違法使用や自然災害管理法違反などの容疑で訴追しているほか、クーデター後に NLD 議員などが組織した NUG や CRPH、PDF を非合法組織に指定⁷している。また、5月には国軍が統治する選挙管理委員会（UEC）が NLD の解党を示唆、8月以降、順次、登録政党の監査に着手した⁸。登録メンバーや政党の資産、資金使途などの監査を進めており、不正などを理由に NLD を解党に追い込む可能性がある⁹。しかし、NLD を排除する形で総選挙が実施される場合、国内の民主派勢力や国際社会がこの結果を受け入るかについては、不透明である。

(2) 国際社会の対応：ターゲット制裁を継続する中、次の一手を模索

クーデターを巡っては、2月以降、国際機関や二国間の新規融資の一時停止（人道支援は継続）や欧米諸国の経済制裁などにより圧力を強めているものの、これまでのところ影響力は限られ、次の一手への模索が続いている。

世界銀行やアジア開発銀行（ADB）は、ミャンマー政府との事業への資金拠出を一時停止¹⁰している。IMF もミャンマーの IMF の特別引出権（SDR）割り当てなどへのアクセスを停止し、今後の対応については国際社会の判断に従う方針を示している¹¹。国連総会は6月、ミャンマーの軍政を非難するとともに同国への武器売却停止を求める決議案を119カ国の賛成により可決した（中国とロシアを含む36カ国が棄権¹²、反対はベラルーシのみ）。もっとも、安全保障理事会では、ミャンマーのクーデターを非難する声明こそ出しているものの、同国への最大の武器提供国であり拒否権を握る中国やロシアが「内政問題」との立場を崩しておらず、強い措置を打ち出すには至っていない。なお、国連は10月25日、ミャンマー担当事務総長特使であるクリスティン・バーグナー

⁷ NUGも6月に国軍および関連組織をテロ組織に指定している。

⁸ https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/2021/09/29_Sept_21_gnlm.pdf

⁹ 9月24日までに15政党の監査が完了したが、NLDの監査は未実施。

¹⁰ <https://www.worldbank.org/en/news/statement/2021/02/01/developments-in-myanmar>; <https://www.adb.org/news/adb-statement-new-developments-myanmar>

¹¹ <https://www.imf.org/en/News/Articles/2021/09/16/tr091621-transcript-of-imf-press-briefing>

¹² United Nations [2021] (ASEAN加盟国の中ではタイ、ラオス、カンボジア、ブルネイが棄権)

氏（スイス出身）の後任として、シンガポール出身のノエリーン・ヘイザー氏を任命した¹³。ヘイザー氏は2007年から2014年まで国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）事務局長を務め、2008年から2009年にかけてミャンマーにおけるサイクロン被害からの復興事業に際して、同国政府やASEAN、国連との緊密な連携を主導した経験があり、今回もASEANや国際社会と連携して事態の打開を図ることが期待される。

欧米諸国は、国軍関係の個人および企業を対象とするターゲット制裁を強化している（第3表）。米国が財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control: OFAC）の制裁対象リスト（Specially Designated Nationals and Blocked Persons List: SDN）にミン・アウン・フライン総司令官をはじめとする国軍関係者および国軍の資金源と考えられる国軍傘下の企業を追加し、米国内における資産凍結のほか、米国人・米企業との取引禁止、米国への入国制限といった対応をとっている。3月には米国通商代表部（USTR）が、2013年にミャンマーと締結した貿易投資枠組み協定（TIFA）に基づく同国への通商面での関与を停止した¹⁴。一般特惠関税制度（GSP）¹⁵についても、同国を適用対象から除外する可能性を示唆している。もっとも、ミャンマーに対する米国人による新規投資や同国製品の輸入全面禁止、ミャンマーへのドル建て送金禁止といった過去に採用した厳しい制裁措置には踏み込んでおらず、ASEANの仲介機能による事態打開を期待する発言がみられる。EUや英国、カナダも同様に国軍関係者および企業を対象とする制裁にとどまっている。欧州商工会議所（EUROCHAM）は5月、ミャンマーにおける縫製業が雇用・所得などに果たす重要性などを理由に、同国での事業および武器以外の全品目（Everything But Arms: EBA）を数量制限無しに無関税で輸出可能とするGSPの適用継続の意義などを主張した¹⁶。こうした中、欧州議会は10月7日、欧州委員会に対してミャンマーへのターゲット経済制裁の強化を求めるとともに、CRPHおよびNUGを支持する声明を決議した¹⁷。具体的な制裁対象として、最大の外貨獲得源と目される国営ミャンマー石油ガス公社（MOGE）のほか、外貨獲得の窓口となる国営2行ミャンマー外貿易銀行（MFTB）およびミャンマー投資商業銀行（MICB）などにも言及している。

輸入や新規投資の全面的な禁止といった厳しい措置によりミャンマーを経済的に孤立させることは、一般国民への影響が大きい反面、必ずしも事態が改善されるとは限ら

¹³ <https://www.un.org/press/en/2021/sga2070.doc.htm>

¹⁴ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/march/ustr-suspends-trade-engagement-burma-following-military-coup-and-violence-against-civilians>

¹⁵ 2020年末に失効後、米国議会で再適用に向けた議論が停滞している。

¹⁶ <https://eurocham-myanmar.org/wp-content/uploads/2021/05/Status-Update-Garment-Industry-in-Myanmar-May-2021-EuroCham-Myanmar-Garment-Group.pdf>

¹⁷ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2021-0417_EN.html

ないため、得策とは言えず、引き続き国軍関係者および企業を対象を絞ったターゲット制裁が現実的な選択肢とならざるを得ないとみられる。なお、国連人権委員会が 2019 年に公表した調査報告書¹⁸によると、国軍総司令官をはじめとする軍幹部の影響下にある国軍系企業 2 社¹⁹は傘下に 100 社以上の関連会社を持ち、資源開発や翡翠やルビー等の宝石採掘をはじめ、工業団地、通信、観光、保険・金融に至るまで、幅広いビジネスを手掛けている²⁰。MOGE については、同報告書でも資金の流れが不透明であり、国軍の重要な外貨獲得手段として指摘されており、次の制裁の対象として有力視される。

第 3 表：欧米諸国による経済制裁の概要

発表時期	概要
米 国	2月11日 ■ 財務省外国資産管理室 (Office of Foreign Assets Control: OFAC) の制裁対象リスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons List: SDN) に国軍関係者10個人および国軍系企業 (MEHL) 傘下の宝石業の3企業を追加 (米国内の資産凍結、米国人・米企業との取引禁止、米国への入国制限) ・ 安全保障に係る物資の輸出禁止 (→3月4日に管理強化) ・ 米国国際開発庁 (USAID) による同国向け支援 (約4,240万ドル) は市民社会や民間部門の強化を目的とするものに振り替えたうえで継続
	2月22日 ■ 「国家統治評議会 (SAC)」幹部2名を制裁対象に指定
	3月10日 ■ ミン・アウン・フライン国軍総司令官の子供 (2名) およびその所有する6企業を制裁対象に追加
	3月22日 ■ ミャンマー警察および国軍幹部2名および陸軍の2つの師団を制裁対象に追加
	3月25日 ■ 国軍系企業2社 (MEHL、MEC) を制裁対象に追加
	4月8日 ■ 国営企業ミャンマー宝石公社 (MGE) を制裁対象に追加
	4月21日 ■ ミャンマー天然資源・環境保全省傘下の国営企業2社 (ミャンマー林業公社 (MTE)、ミャンマー真珠公社 (MPE)) を制裁対象に追加 ■ SACと国軍関係者16名を制裁対象に追加
7月2日 ■ SAC幹部および国軍関係者計22名と国軍系企業4社を制裁対象に追加	
E U	3月22日 ■ ミン・アウン・フライン国軍総司令官ら国軍・警察関係者11名に対し、EUへの渡航禁止、EU域内の資産凍結、EU市民や企業との取引禁止
	4月19日 ■ 国軍関係者10名と、国軍系企業2社 (MEHL、MEC) を制裁対象に追加
	6月21日 ■ 国軍関係者8名と国営企業3社 (MGE、MTE等)、国軍関係組織を制裁対象に追加
	10月7日 ■ 欧州議会、欧州委員会に対してミャンマーへのターゲット経済制裁の強化を求めるとともに、CRPHおよびNUGを支持する声明を決議
英 国	2月18日 ■ ミャットウンウー国防相など軍政下の閣僚3名の英国における資産凍結、入国禁止
	2月25日 ■ ミン・アウン・フライン国軍総司令官ら国軍関係者6名を制裁対象に追加
	3月25日 ■ 国軍系企業 (MEHL) を制裁対象に追加
	4月1日 ■ 国軍系企業 (MEC) を制裁対象に追加
	5月17日 ■ 米国の8回目の制裁に合わせた国軍関係者への追加制裁
	6月21日 ■ MTE、真珠公社 (MPE)、SACを制裁対象に追加
	9月2日 ■ 国軍系企業 (U Tay Za、Htoo Group) を制裁対象に追加
カ ナ ダ	2月18日 ■ ミン・アウン・フライン国軍総司令官ら国軍関係者9名に対し、カナダ国内の資産凍結、カナダ国民や企業との取引禁止
	5月17日 ■ 米国の8回目の制裁に合わせた国軍関係者への追加制裁

(資料) 各国政府資料などより国際通貨研究所作成

¹⁸ UNHRC [2019]

¹⁹ Myanmar Economic Holdings Limited (MEHL) および Myanmar Economic Corporation (MEC) の 2 社。今回の経済制裁第 1 弾 (2021 年 2 月 10 日決定) は制裁の対象外。

²⁰ 5 月時点で、欧米諸国の制裁による外貨収入の減少は、年間 20 億程度との指摘がある (<https://www.ascantoda.com/2021/05/report-says-myanmar-junta-vulnerable-to-sanctions-on-foreign-cash-flow/>)。

ASEAN では、ASEAN 憲章で「民主主義や法の支配、人権及び基本的自由の保護の遵守」と「内政不干渉の原則」が謳われているほか、タイやカンボジアなどが「内政問題」との立場を維持するなど国によって温度差があり、難しい対応が求められている。4月24日、ジャカルタにおいて対面形式で開催された ASEAN 首脳級会議²¹にミン・アウン・フライン国軍総司令官兼 SAC 議長が出席し、暴力行為の即時停止のほか、ASEAN 特使のミャンマー派遣および関係者との面談などを内容とする「5 項目の合意」²²にこぎつけた。8月にブルネイのエルワン第2外相が特使に任命されたものの、特使受入の条件等について交渉が決裂し²³、「5 項目の合意」の進展はみられない。こうした状況を踏まえ ASEAN は10月15日、オンライン形式で開催した緊急外相会議で、10月26日の首脳会議にミャンマーからはミン・アウン・フライン国軍総司令官兼 SAC 議長ではなく外務次官といった非政治的な代表を招待する方針を決定したものの²⁴、これに反発したミャンマー側は首脳会議への参加を見送った。首脳会議の議長声明²⁵では、ミャンマーに対して、「ミャンマーが依然として ASEAN ファミリーの一員であることを再確認し、同国がその多くの複雑な課題に対処するために、時間と政治的空間の両方を必要としている」との認識を示しつつも、ASEAN との合意事項を「迅速かつ完全に」履行するよう求めた。ASEAN としては、同時に開催される東アジアサミットに米国が5年ぶりに参加するということもあり、米中のパワーバランスを図るためにも、ミャンマーに対しては厳しい対応を取らざるを得ない面もあったとみられる。なお、2022年には ASEAN 議長国の交代（ブルネイ→カンボジア）に伴う仲介機能の停滞を懸念する見方もある。

日本については、従来、スー・チー氏および国軍の双方との間で対話のチャンネルを維持してきた経緯もあり、国軍に対して厳しい措置をとらず、スー・チー氏らの解放や民主的な政治体制の早期回復を働きかけるなど、欧米諸国の立場とは一線を画している。また、新規の政府開発援助（ODA）の供与は控えつつも、既存の案件は継続しており、厳しい対応を求めるミャンマー国民は批判を強めている。5月に茂木前外相が、事態の

²¹ タイ、ラオス、フィリピンは外相が特使として参加、その他の国は首脳が出席。

²² 「5 項目の合意」は、①暴力行為の即時停止、②平和的解決に向けた関係者間での建設的な対話を開始、③ ASEAN 特使のミャンマー派遣、④ ASEAN 防災人道支援調整センターを通じた人道的支援、⑤ ASEAN 特使・代表団のミャンマー訪問および関係者との面談を行う、という内容 (<https://asean.org/wp-content/uploads/Chairmans-Statement-on-ALM-Five-Point-Consensus-24-April-2021-FINAL-a-1.pdf>)。

²³ エルワン特使は、ASEAN 首脳会合が予定される10月下旬までの訪問を目指し軍政側との調整を続けていたが、アウン・サン・スー・チー氏との面会等を巡って対立し、交渉が決裂したとみられる。

²⁴ <https://www.mfa.gov.sg/Newsroom/Press-Statements-Transcripts-and-Photos/2021/10/20211016-ASEAN-FM-Meeting>

²⁵ <https://asean.org/wp-content/uploads/2021/10/Chairmans-Statement-of-the-38th-and-39th-ASEAN-Summits-26-October-2021-1.pdf>

改善がなければ ODA の全面停止の可能性を示唆²⁶したものの、現実問題として、日本の ODA 事業は規模が大きく、インフラ・サービス供給のほか、日系を含む現地協力や雇用への影響が懸念されることなどから、中断は容易なことではないとみられる²⁷。日本版「マグニツキー法（人権侵害制裁法）」制定を巡る議論が活発化しつつあり、価値観を共有する米国をはじめとする同盟国や日米豪印 4 カ国「QUAD（クアッド）」などの枠組みで連携しつつ如何に効果的に影響力を及ぼすことができるかが問われている。

中国にとってミャンマーは、「一帯一路」構想など戦略的に重要な位置づけにあるほか、最大の武器輸出国²⁸であるものの、ミャンマー国民の反中感情が高まる中、国軍とは一定の距離を置きながら、仲介役として ASEAN への影響力を強めようとする姿勢がうかがわれる。3 月以降、中国の王毅外相が ASEAN 主要国と相次いで個別に会談を行ったほか、8 月には ASEAN 特使に選ばれたブルネイのエルワン第 2 外相と電話会談を行い、民主的プロセスの再開やコロナ対策などへの支援などを提案した。

こうした中、ロシアの存在感が増している。近年、両国は軍事関係を緊密化させており、ロシアはミャンマーに軍事訓練や武器輸出などを通じて支援を行ってきた。2 月以降も、ロシアは外交支援や武器売却交渉を進めており、6 月にはミン・アウン・フライン国軍総司令官がモスクワでの安全保障会議に出席し、セルゲイ・ショイグ国防相や連邦安全保障会議のニコライ・パトルシェフ書記と会談、軍事関係の強化を確認した。

2. 経済情勢と今後の見通し

(1) 新型コロナウイルスの感染状況

ミャンマー国内では、2021 年 6 月以降、7 月にかけて新型コロナウイルス感染の第 3 波が急拡大した（第 1 図）。もともと医療体制が脆弱な中、クーデター後の混乱に伴う医療従事者や医療物資の不足もあり²⁹、医療崩壊が深刻化した。感染抑制のため、新型コロナウイルス予防・制御・治療国家中央委員会は、クーデター以前から導入している夜間外出禁止や集会禁止といった各種制限措置の期限を 10 月末まで延長したほか、軍政も臨時の公休日（7 月 17 日～25 日）を 9 月上旬まで延長した。こうした対応によ

²⁶ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA178K50X10C21A5000000/>

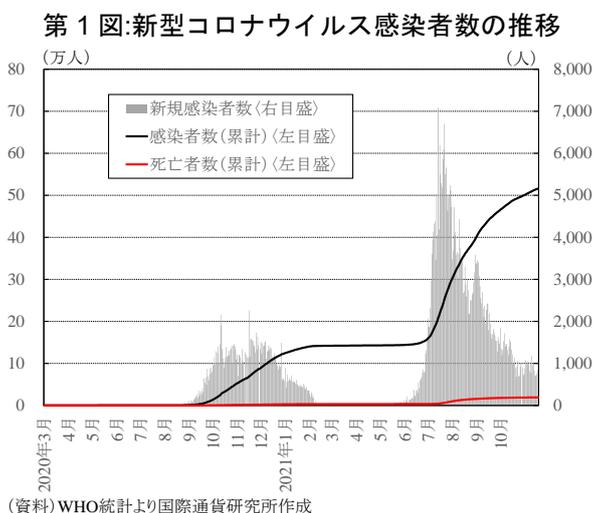
²⁷ 工藤[2021]。ただし、現地情勢を受けて事実上中断しているケースもあるとみられる。

²⁸ ミャンマーの 2015～19 年の武器輸入のうち、中国(49%)、ロシア(16%)のシェアが大きい。

²⁹ クーデターに反発する市民の不服従運動(Civil Disobedience Movement: CDM)に参加した医療従事者は約 5 割に達した可能性が指摘されている(World Bank[2021])。2～3 月は、公的医療機関の 3 分の 1 が閉鎖した。また、2 月以降 5 月までの新規感染者数が低水準で推移した背景には、医療従事者が CDM 参加したことによる検査の停滞なども指摘されている(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/0dadffecca68de7.html>)。

り、1日当たりの新規感染者数は7月下旬の6,000人前後をピークに、足元は1,000人を下回る水準まで鈍化してきている。2021年11月18日時点の新型コロナウイルスの感染者数は、累計約50万人、死亡者数は1万9千人となっている。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、クーデター前の1月末にインド政府から無償提供（150万回分）を受け接種が開始されたが、その後は伸び悩み³⁰、11月13日時点で、2回目のワクチン接種が完了したのは総人口の17%程度と、低水準にとどまっている。世界保健機関（WHO）や国際連合児童基金（UNICEF）などの支援により、COVAX³¹を通じたミャンマーへのワクチン拠出が承認されているほか、軍政は中国やロシアなどからのワクチン調達により年内に接種率50%への引き上げを目指しているが、軍政下の公的医療システムへの信頼性低下などもあり、ワクチン接種の進捗は鈍い。



(2) 実質 GDP 成長率

クーデター以降、経済・社会活動の混乱や新型コロナウイルスの感染拡大は、ミャンマー経済に甚大な影響を及ぼした。主要国際機関の最新の経済見通しによると、2020年度（2020年10月～2021年9月）³²の実質GDP成長率は前年比▲18%前後への急激な悪化が予想されている（第2図、第4表）。感染抑制のための移動制限措置、雇用・所得環境の悪化などにより、消費や投資が弱含んだ。クーデターに反発する市民の不服従運動（Civil Disobedience Movement: CDM）や物流の停滞、インターネットアクセスの制

³⁰ 2021年2月までに無償提供および購入分を合わせて計370万回分をインドから調達した。さらに3,000万回分の購入を予定していたが、その後、インド国内の感染拡大に伴う海外への輸出停止などにより、追加購入予定のワクチンについては未到着となった。

³¹ 世界の最貧国にワクチンを供給する世界保健機関（WHO）主導の取り組み。

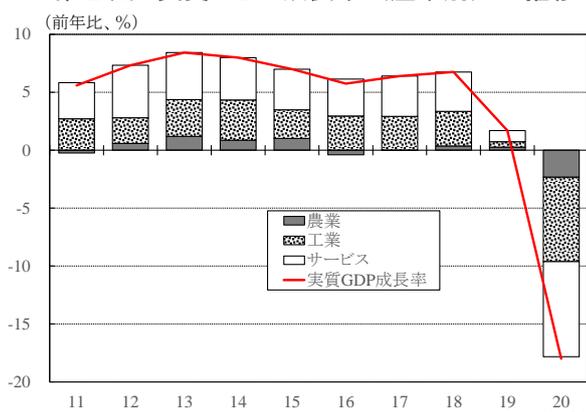
³² 年度は10月～翌年9月。

限（2～4月）、金融セクターにおける流動性ひっ迫なども経済活動の停滞に影響したとみられる。金融機関の営業再開後もミャンマー中央銀行（以下、中銀）が1日当たりの現金引き出しに制限を設ける中、現金不足³³が深刻化している。建設許可の停滞や資材価格の高騰に加えて、現金不足の影響もあり、主要インフラプロジェクトや工業団地建設の多くが停止を余儀なくされている（後述）。こうした中、2021年前半で約120万人が職を失った可能性が指摘されており³⁴、消費の抑制や貧困への影響が懸念される。

モビリティデータを見ると、2月のクーデター以降、小売や公共交通機関、職場など全般的に人流が大きく抑制されたことが確認できる（第3図）。4月頃から企業活動の再開や労働者の職場復帰などもあり、人流は一旦反転したものの、6月以降の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、再び減少に転じた。8月以降は感染状況の改善などに合わせて、持ち直しつつあるものの、2020年初のコロナ前の水準をまだ下回っている。

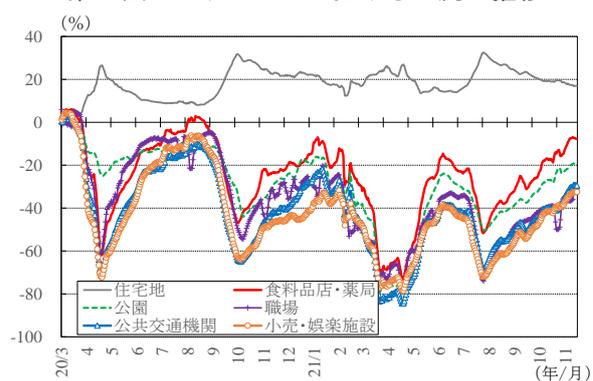
先行きの成長率は、不透明な政治・社会情勢により見通し難い。主要輸出相手国の景気回復に伴う輸出の持ち直しが幾分経済回復の支えになる可能性はあるものの、ワクチン接種率が低水準にとどまる中、当面の景気回復ペースはごく緩やかとなる公算が高く、投資の伸び悩みも成長の重石となろう。現状のワクチン接種ペースに基づく推計によると、ミャンマー経済がコロナ前の水準を回復するのは2023年以降の見込みとなっている（第5表）。足元、通貨チャット安が加速しており（後述）、物価上昇に伴う企業業績の悪化や消費の抑制なども懸念される。

第2図：実質 GDP 成長率（産業別）の推移



(注) 2015年度までは、4月～翌年3月、2016年度以降は10月～翌年9月。
直近2019年度以降は世銀推計値。
(資料) ミャンマー中央統計局、世銀統計より国際通貨研究所作成

第3図：ミャンマーにおける人流の推移



(注) 基準値(2020年1月3日～2月6日の5週間に於ける該当曜日の中央値)に対する変動率。7日移動平均。
(資料) Google LLC "Google COVID-19 Community Mobility Reports"より
国際通貨研究所作成

³³ ミャンマー政府に対して紙幣印刷技術や原材料を供与するドイツ企業が、3月下旬頃からサービスを停止したため、市中に回る現金の量が限られていることも影響しているとみられる。

³⁴ 2020年第4四半期に比べた雇用の減少幅は、特に縫製業(▲35%)、建設業(▲31%)、観光業(▲26%)で大きい(ILO [2021])。

2023年8月に総選挙が実施され、その後、政治・社会情勢の安定が確保されれば、中長期的には、工業団地や都市開発などの投資、インフラ整備やデジタル技術の活用などが成長のサポート要因となろう。他方、総選挙がすぐには実施されず長期にわたり軍政が継続する場合や欧米諸国による厳しい経済制裁措置がとられるような事態になれば、海外からの投資や支援の停滞長期化などが、さらなる下振れ要因となろう。

第4表：主要国際機関によるミャンマー経済の見通し

	2018年度 (実績)	2019年度 (推計値)	2020年度 (見通し)	2021年度 (見通し)	22-25年度 平均(見通し)
IMF (2021年10月)	6.8	3.2	▲17.9 (▲8.9)	▲0.1 (1.4)	2.5 (5.0)
世界銀行 (2021年9月)			▲18.0 (▲10.0)	-	-
ADB (2021年9月)			▲18.4 (▲9.8)	-	-
AMRO (2021年10月)			▲18.7 (▲2.6)	0.0 (4.5)	-

(注)年度は10月～翌年9月。下段括弧内は前回見通し。

(資料)IMF、世界銀行、ADB、AMRO統計より国際通貨研究所作成

第5表：主要アジア諸国のコロナ前と比べた
経済水準、ワクチン接種率の見通し

	2021年のGDP 水準 (2019年比、%)	コロナ前の経済 水準を回復する 時期(年)	ワクチン接種率 (2021年8月末 時点、%)	ワクチン接種率 が60%に 達する時期
中国	11.0	2020	61.6	2021Q3
ベトナム	7.8	2020	2.8	2022Q1
ラオス	4.1	2020	24.3	2021Q4
インドネシア	1.5	2021	13.0	2022Q2
カンボジア	▲1.0	2022	50.3	2021Q3
マレーシア	▲2.5	2022	45.9	2021Q3
タイ	▲5.1	2023+	11.1	2021Q4
フィリピン	▲5.7	2023+	12.6	2022Q2
ミャンマー	▲15.4	2023+	3.3	2023年以降

(注)『ワクチン接種率』は、2回のワクチン接種が完了した人口。『60%に達する時期』は、2021年8月時点の平均接種数と2021年末までの調達予定数に基づくIMF推計値。

(資料)World Bank[2021b]より国際通貨研究所作成

(3) 輸出入、国際収支

貿易面では、輸出を上回る輸入の落ち込みにより、直近の貿易収支は黒字に転じている(第4図)。輸出は、国内における新型コロナウイルス感染抑制措置としての工場閉鎖の影響や主要輸出国における需要減少に加えて、2021年に入り CDM に伴う港湾労働者の不足などに伴う物流の停滞も伸び悩みにつながった可能性が指摘される³⁵。他方、輸入は、内需の伸び悩みに加えて、輸出の減少に伴う中間財輸入の落ち込み、投資の停滞に伴う資本財輸入の減少などが下押ししたとみられる。

最大の貿易相手国である中国との貿易をみると、3月以降前年割れが続く輸入に加えて、8月には輸出も大幅な落ち込みとなった(第5図)。新型コロナウイルスの流入を抑制すべく中国がミャンマーとの国境を封鎖したことが影響した可能性がある³⁶。

先行き、主要輸出相手国の景気回復に伴う縫製品輸出の持ち直しや底堅い天然ガス輸出などが見込まれる一方、輸入の伸び悩みなどにより、当面、貿易赤字は小幅での推移が予想される。縫製品については、5月にスウェーデンの大手アパレル H&M がミャンマーへの発注を再開するなど、主要輸出相手国の需要回復が輸出拡大の支えとなること

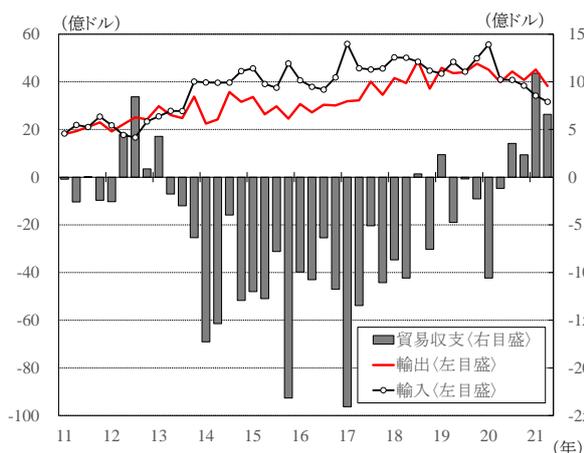
³⁵ <https://www.hellenicshippingnews.com/myanmar-protests-reduce-imports-as-shipping-lines-suspend-operations/>

³⁶ <https://www.rfa.org/english/news/myanmar/border-07082021160841.html>

が期待される。ただし、治安面での不安などから一部では発注先をベトナムやカンボジアなど第三国へ変更する動きに加え、国軍傘下の国有企業が関わっているケースが多い石油や天然ガス事業については、クーデター後、外資系企業が投資や支援を停止する動きもみられており、長い目で見た影響には留意する必要がある。

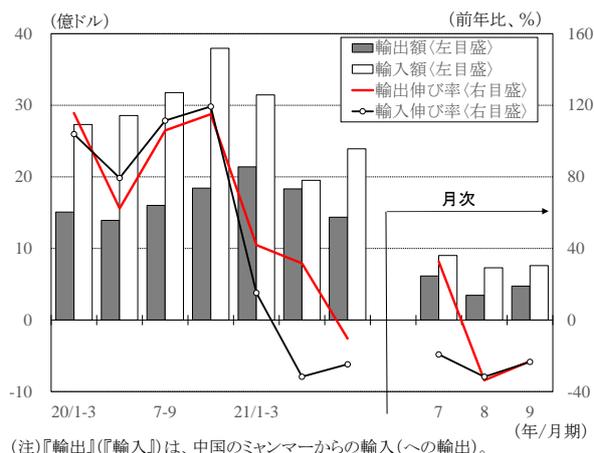
経常収支については、貿易赤字に加えて、天然ガスなど資源開発分野での外国企業による投資収益等の本国送金などを背景に赤字基調が続いている（第6図）。足元、外国人の入国制限措置等による外国人観光客数の激減を受け、サービス収支が大幅に縮小しているとみられるほか、海外労働者送金の伸び悩みも予想されるものの、貿易赤字の縮小を背景に2021年度の経常赤字はGDP比1.0%程度（2020年度：同3.4%）への縮小が見込まれる。もっとも、経常赤字を補う海外からの直接投資および支援の停滞が続く中、国際収支バランスは厳しい状況が続くとみられ、外貨不足が懸念される。

第4図：輸出入の推移



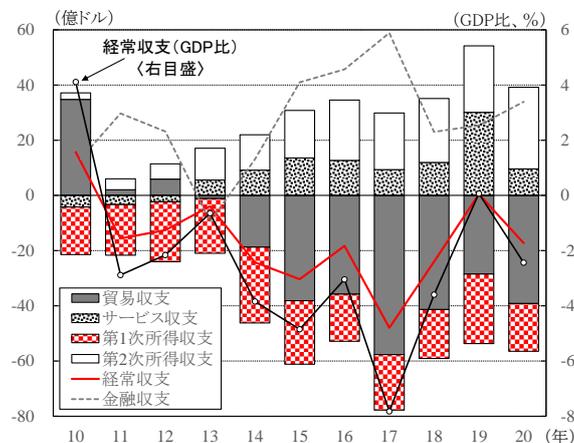
(資料)IMF統計より国際通貨研究所作成

第5図：ミャンマーの対中貿易の推移



(注)『輸出』『輸入』は、中国のミャンマーからの輸入(への輸出)。
(資料)中国海関総署統計より国際通貨研究所作成

第6図：国際収支の推移



(資料)IMF、ミャンマー中銀統計より国際通貨研究所作成

(4) 為替相場、外貨準備高

クーデター以降、ミャンマー・チャット安が進んでいる。地場銀行における対ドル・レートは、2月1日のクーデター前の1ドル=1,330チャットから10月初めには2,000チャット近くまで下落したが、足元は1,700チャット台後半まで反発している(第7図)。なお、市中両替商での交換レートは、9月末に1ドル=3,000チャットとやや乖離が広がったが、足元では乖離はほぼ解消している。中銀は、通貨安抑制に向け、2月以降、断続的な為替市場介入³⁷に加えて、8月3日に2017年6月に廃止した取引バンドを再導入(9月10日に撤廃)した。9月3日、輸出業者を対象に「輸出代金として国内の口座に振り込まれた外貨を4ヵ月以内にミャンマー・チャットに転換を義務づける」通達を発表、10月3日には外貨への交換期限を30日以内に短縮³⁸した。加えて10月12日には、国内銀行や両替商による人民元および日本円の売買を認可した³⁹ほか、輸入に伴う外貨利用を抑制すべく、10月から乗用車の輸入ライセンス発行を一時的に停止した。また、11月3日の通達では、2,000万チャット以上の現金決済を禁止し、モバイル/インターネットバンキングや小切手などの手段のみ認めることとした⁴⁰。

通貨安の要因としては、国際支援の停止や経済制裁などにより外貨流入が細る中、自国通貨チャットに対する不信を背景とするドル需要の高まりなど挙げられる。また、国内為替市場が未成熟な中、チャット安を警戒した小口の買いが下落に拍車をかけた可能性も指摘される。足元、取引高の持ち直しなどが相場の下支え要因として指摘されるが、政治・経済情勢の改善が見通せないだけに、当面はチャット安基調が続く公算が高い⁴¹。今後も状況次第では市中両替商での交換レートとの乖離が広がる可能性は否定できないものの、国軍の指導下にある中銀の金融機関に対するガバナンス強化などもあり、10年前のような二重相場の状況までは現時点では想定し難い⁴²。

直近の外貨準備高(除く金)の水準については公表されていないものの、2020年12月時点の72億ドル(輸入比4.6ヵ月分)⁴³から減少している可能性が高い(第8図)。

³⁷ 中銀による為替市場介入(米ドル売り)額は、2~8月累計で1.2億、9月は計6,300万ドルに対して、10月は単月で1.1億ドル(https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/2021/12/1_Dec_21_gnlm.pdf)。

³⁸ <https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/2021/10/4-10-20211.pdf>

³⁹ 両通貨は法定決済通貨としては既に認められているものの、現金両替は5通貨(ドル、ユーロ、シンガポール・ドル、タイ・バーツ、マレーシア・リングgit)に限られていた(<https://www.cbm.gov.mm/content/6713>)。

⁴⁰ https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/2021/11/4_Nov_21_gnlm.pdf

⁴¹ 専門家の中では2021年末に1ドル=2,400チャット、2022年末に3,200チャットまで下落する可能性を指摘する見方もある(<https://www.bloomberquint.com/global-economics/plunging-currency-dollar-drought-worsen-myanmar-economic-crisis>)。

⁴² 公定レートと並行為替市場(所謂、ブラックマーケット)のレートの乖離幅が最大で約180倍に達していた。

⁴³ IMFは、ミャンマー経済の自然災害に対する脆弱性や為替制度が完全には柔軟でないことなどに鑑み、同国にとっての適正な外貨準備高の水準を輸入比5~6ヵ月分としている(IMF [2017] p.19)。

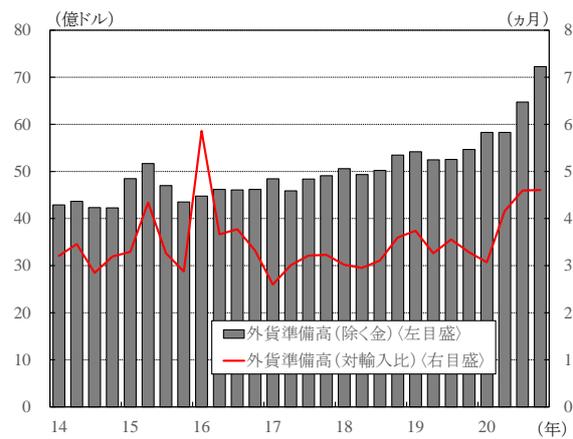
また、中銀がニューヨーク連銀に保有する外貨準備については、クーデター直後に国軍が10億ドルの資金を引き出そうとして資金の移動が制限され⁴⁴、その後、2月11日の制裁措置（ミャンマー政府⁴⁵が米国内に保有する10億ドルの資金への不適切なアクセス制限）⁴⁶の対象となっている。海外からの外貨流入が細る中、外貨準備の大幅な増加は見込み難く、当面外貨繰りは厳しい状況が続くとみられる。

第7図：為替相場の推移



(資料)ミャンマー中銀統計より国際通貨研究所作成

第8図：外貨準備高の推移

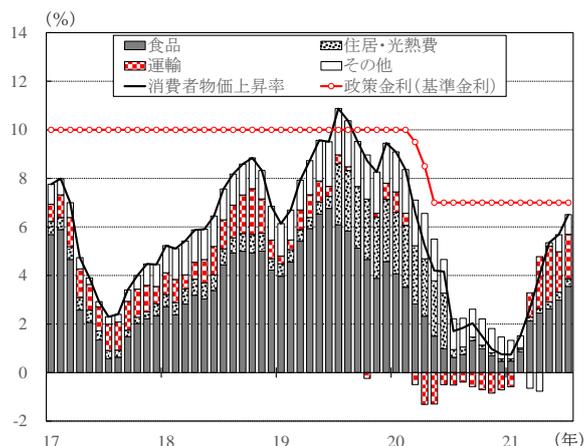


(資料)IMF統計より国際通貨研究所作成

(5) 物価と金融政策

消費者物価上昇率は、食品や燃料価格の上昇を背景に2021年初の前年比+1%を下回る水準から7月には同+6.5%まで上昇した（第9図）。

第9図：消費者物価と政策金利の推移



(資料)ミャンマー中央統計局、中銀統計より国際通貨研究所作成

⁴⁴ <https://www.reuters.com/article/us-myanmar-politics-usa-fed-exclusive-idUSKCN2AW2MD>

⁴⁵ 「政府」に中銀も含まれる (<https://home.treasury.gov/system/files/126/14014.pdf>)。

⁴⁶ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/02/11/fact-sheet-biden-harris-administration-actions-in-response-to-the-coup-in-burma/>

その後も、国際資源価格の上昇や通貨安の影響などで、さらなる物価上昇への警戒が強まっている。なお、パーム油や石油製品など一部の小売価格は、年初から2倍の水準まで値上がりしているケースもある。2020年度（2020年10月～2021年9月）については、年度後半の物価上昇により、通年では同+6%程度への加速が予想されている。

中銀は、コロナ禍による国内経済の打撃を緩和するため、2020年3月以降3度にわたり政策金利を引き下げた（10%→7%）が、その後は金利を据え置いている。

3. 財政ポジション

(1) 財政収支：歳入減により赤字幅が拡大、国営銀行がファイナンスを支援

財政を取り巻く環境は悪化している。2020年度⁴⁷の財政赤字は歳入減少の影響などでGDP比8%近い水準への拡大が予想されている（第10図）。公的債務残高についても、財政赤字の拡大および経済の落ち込みの影響などにより、2019年度のGDP比40.5%から2020年度には同58%程度へ上昇し、中期的に緩やかな上昇の継続が見込まれている。

歳入の約3割を占める税収については、コロナ禍およびクーデター後の経済活動の停滞、CDMに伴う税金の不払いの影響などで、2020年10月～2021年7月は前年比▲36%の落ち込みとなった（第11図）。電力・エネルギー省（Ministry of Electricity and Energy: MoEE）では、職員のCDM参加に伴う人手不足による電気料金徴収の遅れも指摘されている。このため、独立電力プロジェクト（IPPs）からの電力を購入するための財源が不足し、先行きの電力供給に与える影響が懸念されている。他方、税外収入の大半を占めるエネルギー部門を中心とする国営企業⁴⁸からの収入（歳入の約5割）については、相対的に底堅い推移が見込まれる。特に、国営ミャンマー石油ガス公社（MOGE）を中心とする天然ガス部門からの収入は、同国が獲得する外貨の約半分を占め、クーデター後も国軍にとっての重要な財源とみられる⁴⁹。MOGEは外資との合弁により4つのオフショアガス事業⁵⁰に参画しており、MOGE傘下のガスパイプライン事業会社（Moattama Gas Transportation Company Limited: MGTC）を通じて、約8割をタイおよび中国に輸出している。生産物分与契約（Production Sharing Contract: PSC）を通じて得られるロイヤ

⁴⁷ 年度は10月～翌年9月。

⁴⁸ ミャンマー石油ガス公社(MOGE)、ヤンゴン電力供給公社(YESC)、マンダレー電力供給公社(MESC)など石油ガス部門および電力部門が中心。

⁴⁹ <https://www.pwyp.org/wp-content/uploads/2021/06/Financing-the-Military-in-Myanmar.pdf>

⁵⁰ オフショアガスプロジェクトは、Yadana Project(トタル31%、シェブロン28%、タイPTTEP26%、MOGE15%)、Shwe Project(韓国Posco International)、Zawtika Project(PTTEP)、Yetagun Project(マレーシアPetronas40.9%、PTTEP、日本政府・JX石油開発・三菱商事による共同出資会社)の4つ。

ルティ収入のほか、合弁先が支払う法人税、MGTC への株主配当などが比較的安定した財源とされる。天然ガス価格は前年度比 2 倍以上に上昇しており、収入増に寄与することが見込まれる一方、後述する通り、クーデター後、合弁相手の外資系企業が配当や生産を停止する動きが相次いでおり、全体としての収入の増減は不透明である。

歳出抑制要因としては、歳出配分の見直しのほか、CDM に伴う建設プロジェクトの中断や公務員給与の支払い減少などが挙げられる。なお、ミャンマー政府は 2018 年に財政年度を 10 月から翌年 9 月（従来 4 月～翌年 3 月）に変更したが、軍政は 2022 年度から再び 4 月から翌年 3 月へ戻すことを計画しており、2021 年 10 月～2022 年 3 月の半年間を暫定的な財政年度とすべく、目下、予算案の編成を進めている⁵¹。

近年、政府は、財政ファイナンス手段として、中銀から、国内での債券発行や国際支援などに軸足をシフトさせてきた。コロナ禍による財政負担増大が懸念される中、IMF は 2020 年 6 月、ミャンマーに対する緊急支援⁵²を決定、同年 6 月（3.565 億ドル相当）と 2021 年 1 月（3.5 億ドル相当）の 2 度にわたり合計 7 億ドル（GDP 比 0.4%）の支援を実行した。しかし 2 月以降、新規の国際支援は停止されているほか、国内の資本市場は低迷が続くなど調達環境は厳しく、国営のミャンマー経済銀行（MEB）が国債の大半を購入することで SAC の調達を支える格好となっている⁵³。なお、NUG については、クラウドファンディングなど様々な手段を通じて内外から資金を調達し、CDM に参加する政府職員への給与支払いなどに充てている⁵⁴。

対外債務については、2000 年代初めの GDP 比 100%超の水準から、債務再編等も経て、足元は同 18%程度と低水準にある。また、G20 とパリ・クラブが 2020 年 5 月からミャンマーを含む最貧国 73 ヶ国を対象に年内の債務支払いを猶予する「債務支払猶予イニシアティブ（Debt Service Suspension Initiative: DSSI）」で合意⁵⁵、期限は当初の 2020 年末から 2021 年末まで延長されている。ミャンマーについては、DSSI により GDP 比 1.4%（約 11 億ドル）程度の債務返済負担軽減が見込まれている⁵⁶。このうち 2020 年に

⁵¹ <https://elevenmyanmar.com/news/sacs-vice-chairman-urges-union-ministers-to-scrutinize-expenditures>

⁵² IMF 加盟国は、「ラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI)」、「ラピッド・クレジット・ファシリティ(RCF)」に基づき、自国のクォータ(IMF 出資割当額)の最大 50% (ミャンマーの場合は 7 億ドル相当)を引き出すことが可能 (<https://www.imf.org/en/News/Articles/2020/06/26/pr20247-myanmar-imf-executive-board-approves-a-us-356-5m-d-ibursement-address-covid19>)。RCF は猶予期間 5.5 年、返済期間 10 年、ゼロ金利。RFI については、猶予期間 3.25 年、返済期限 5 年。金利は、基準金利(市場で決定される SDR 金利とマージンで構成)とサービス料(0.5bps)。⁵³ 3 月初めの国債入札(募集額:5,000 億チャット/発行額:3,230 億チャット)および 3 月下旬の国債入札(募集額:2,000 億チャット/発行額:530 億チャット)のいずれについても、MEB が 9 割超を購入した。

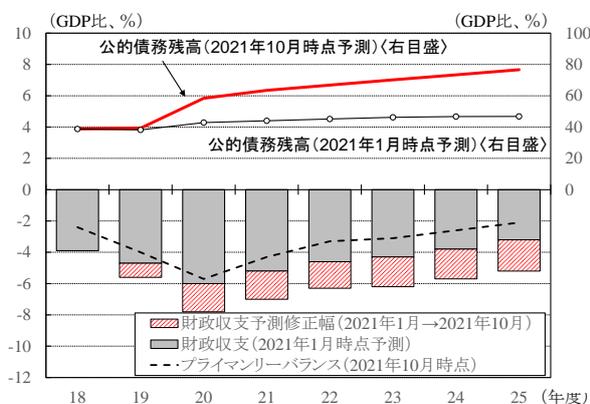
⁵⁴ <https://asia.nikkei.com/Spotlight/Myanmar-Crisis/Myanmar-parallel-government-to-challenge-regime-with-700m-budget>

⁵⁵ DSSI では、1 年間の猶予期間の後、4~6 年で返済を行うことが条件。実際には 48 ヶ国が DSSI に参加(2021 年 9 月時点)。

⁵⁶ <https://www.worldbank.org/en/topic/debt/brief/covid-19-debt-service-suspension-initiative>

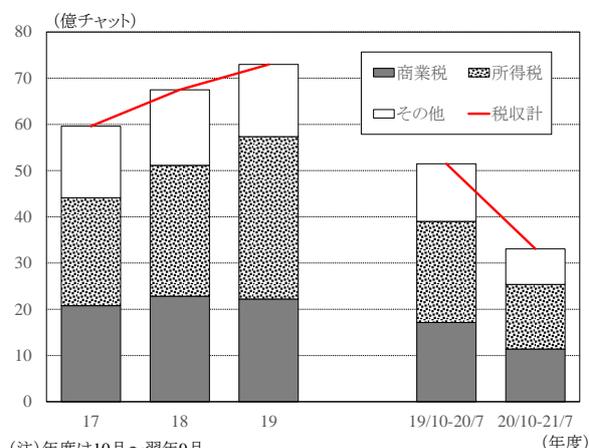
は、約 2 億ドル（うち中国が 1.1 億ドル）の債務支払い猶予で合意がなされた⁵⁷。

第 10 図：財政収支・公的債務残高の推移



(注) 1. 『年度』は、10月～翌年9月。2020年度以降はIMF推計値。
2. 『公的債務残高』は、政府保証債務を含む。
(資料) IMF統計より国際通貨研究所作成

第 11 図：税収の推移



(注) 年度は10月～翌年9月。
(資料) ミャンマー計画財政省統計より国際通貨研究所作成

(2) 周辺国との比較：税収と外貨準備の少なさが課題

ミャンマーの財政・対外バランスの状況を周辺諸国と比較する（第 6 表）。まず、財政赤字の水準をコロナ前（2012 年～2019 年の平均）とコロナ後（2020 年～2026 年の平均）とで比較すると、ミャンマーの水準および悪化幅ともに目立っており、税収（GDP 比）の少なさが顕著である。一般政府債務残高についても、今後数年上昇が懸念される。また外貨準備高については、前述の通り、IMF がミャンマー経済や為替制度の事情に鑑み、同国にとっての適正水準（輸入比 5～6 ヶ月分）を下回り、クーデター後の情勢変化による外貨繰りの悪化が懸念される。もっとも対外債務残高については、ミャンマーは他の 4 ヶ国より低水準にあり、短期的な対外支払い能力上の不安は小さいと言える。

なお、スリランカについては、財政赤字および公的債務残高の水準が目立つ。プライマリーバランス赤字幅は新興・中所得国平均を下回っているものの、政府の利払いが歳入の約 4 割に達するほか、デットサービスレシオも輸出比約 4 割と、債務負担が大きいことが問題点として指摘される。2018 年には内政の混乱が続き、市場調達環境が悪化する中、外貨準備の一部を取り崩して債務返済に充てるなどの対応がとられた。IMF の支援のもと 2019 年に策定した「中期債務管理戦略（Medium-Term Debt Management Strategy (MTDS) 2019/2023）」に基づき財政改革を目指している⁵⁸。

⁵⁷ <https://datatopics.worldbank.org/dssitables/deferrals/annual/MMR>

⁵⁸ https://www.cbsl.gov.lk/sites/default/files/cbslweb_documents/20190412_pdd_medium_term_debt_management_strategy_2019_2023.pdf

第6表：周辺諸国との財政・対外バランス比較

	財政収支		プライマリーバランス		税収	一般政府債務残高		対外債務残高		デットサービスレシオ	外貨準備高(除く金)	
	コロナ前 (12-19年 平均)	コロナ後 (20-26年 平均)	コロナ前 (12-19年 平均)	コロナ後 (20-26年 平均)	2019年	2020年 (見込み)	2026年 (見通し)	2020年 (GNI比、%)	うち短期 対外債務 (%)	2020年 (輸出 比、%)	2020年 末時点 (億ドル)	輸入比 (ヵ月)
低所得国平均	▲ 3.5	▲ 4.6	▲ 2.0	▲ 2.6	n.a.	49.9	47.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
ミャンマー	▲ 2.8	▲ 6.2	▲ 1.4	▲ 3.6	7.0	39.3	76.6	18.1	0.5	3.7	72.3	4.6
カンボジア	▲ 0.9	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 2.9	11.4	34.2	40.4	72.3	21.5	7.4	185.6	10.7
ラオス	▲ 4.3	▲ 4.8	▲ 3.4	▲ 2.5	11.5	68.2	69.2	94.9	5.7	15.8	13.4	3.1
新興・中所得国平均	▲ 3.3	▲ 5.7	▲ 1.6	▲ 3.8	n.a.	64.0	69.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
パキスタン	▲ 6.6	▲ 5.2	▲ 2.0	0.3	11.6	87.6	63.6	42.1	6.7	32.8	145.9	4.0
スリランカ	▲ 6.0	▲ 9.8	▲ 0.9	▲ 3.0	11.6	101.2	110.2	71.8	14.9	39.3	51.9	3.9

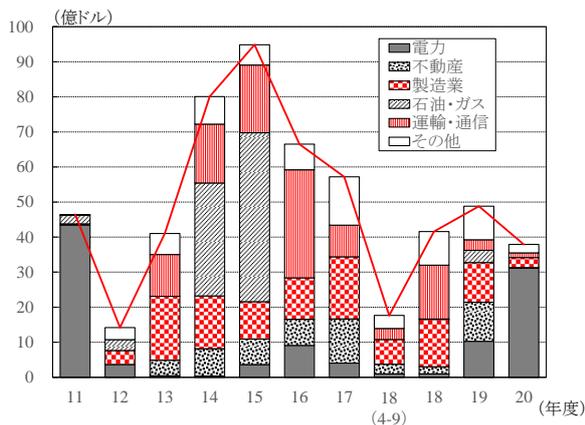
(注)1. 外貨準備高の輸入比については、2020年の輸入実績の平均値を用いて算出。
 2. ミャンマーの2020年は2019年度(2019年10月～2020年9月)に対応、ミャンマーのデットサービスレシオは2019年時点。
 3. 網掛けは低所得国および新興・中所得国平均を上回る(劣後する)ことを示す。
 (資料)IMF、ADB、世界銀行、各国統計より国際通貨研究所作成

4. 企業の投資およびインフラ整備の進捗

(1) 海外からの直接投資は伸び悩み

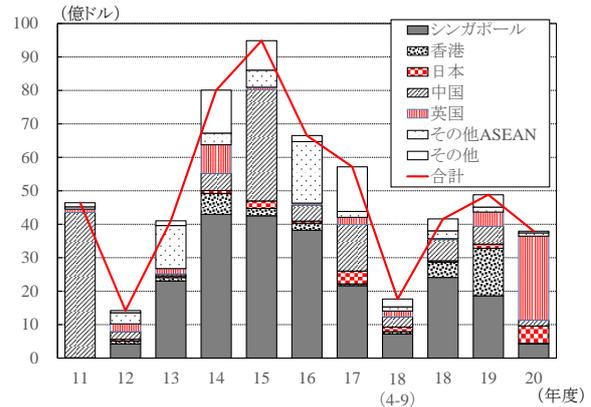
ミャンマーにおける海外からの直接投資 (FDI) ⁵⁹ は、足元伸び悩みが続いており、2020年度は38億ドル(前年度比▲22%)にとどまった(第12図、第13図)。2021年5月にミャンマー企業投資管理局(DICA)が認可した英国企業による電力セクターでの大型投資が大半を占める。このタイミングでの投資決定については、国民の利益への配慮などを理由として挙げている。

第12図：対内直接投資認可額(業種別)の推移



(注)『年度』は、2017年度までは4月～翌年3月、2018年度以降は10月～翌年9月。
 (資料)DICA統計より国際通貨研究所作成

第13図：対内直接投資認可額(国別)の推移



(注)1. 『年度』は、2017年度までは4月～翌年3月、2018年度以降は10月～翌年9月。
 2. 『その他ASEAN』は、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムの合計。
 (資料)DICA統計より国際通貨研究所作成

⁵⁹ DICAの統計にはティラワ経済特区への投資金額が含まれていないため、投資全体を反映していない。

このほかミャンマー投資委員会（MIC）⁶⁰は5月、中国資本による国内向けのLNG電力プロジェクト（Mee Lin Gyaing、1,390MW）（投資総額25億ドル）を含む15のプロジェクトを承認したことなどが報じられている⁶¹。なお、5月に入札手続きが開始された12件の太陽光発電プロジェクトについては、経済制裁や市場リスク、民主派勢力からの要望などを踏まえ、欧米や日本の企業が参加を見合わせる中、中国やタイの企業の参加が多くなっている模様である⁶²。

（2）インフラプロジェクトは停滞、企業は様子見姿勢

不透明な政治・経済情勢が続く中、建設許可の停滞や資材価格の高騰に加えて、治安悪化や現金不足の影響などにより、主要インフラプロジェクトや工業団地建設の多くは停止を余儀なくされている。日本政府が支援するODA案件を含むインフラ整備（東西経済回廊の橋梁整備やヤンゴン・マンダレー鉄道を除く）や、ヤンゴン中心部の大型複合施設開発など進行中のプロジェクトについても同様に、中断しているケースが少なくないとみられる⁶³。

企業の事業見直しの具体的な事例としては、ノルウェーの通信大手 Telenor の事業売却が挙げられる（第7表）。背景には、国軍から通信傍受機能を有効とするよう繰り返し圧力を受け、通常の事業継続が困難となったことが影響している。また5月に石油大手の仏トタルと米シェブロンは、ミャンマーで展開するガスパイプライン事業会社（Moattama Gas Transportation Company Limited: MGTC）の株主配当を停止すると発表した⁶⁴。株主であるミャンマー石油ガス公社（MOGE）を通じて国軍に資金が流れるのを防ぐ狙いがある。韓国 Posco も、仏トタルと同様、人権団体などからの要望を踏まえ、MGTC への株主配当見直しを検討しているとみられるものの⁶⁵、Shwe 鉱区からの収入は2020年の Posco International の収入の約8割を占め、仮に事業撤退する場合には中国企業の参入も予想されることなどから、事業撤退には慎重とみられる⁶⁶。マレーシアの

⁶⁰ DICA は MIC の事務局。MIC は、大規模案件など投資法に基づく一部の審査・認可等を行う。

⁶¹ <https://www.irrawaddy.com/news/burma/162007.html>; <https://www.myanmar-now.org/en/news/junta-approves-25bn-power-plant-project-backed-by-chinese-companies>

⁶² <https://www.irrawaddy.com/news/burma/myanmar-junta-invites-bids-for-new-solar-power-projects.html>

⁶³ <https://newsswitch.jp/p/26827>

⁶⁴ <https://totalenergies.com/media/news/press-releases/myanmar-shareholders-moattama-gas-transportation-company-limited-vote>

⁶⁵ <https://www.reuters.com/business/energy/posco-international-reviewing-dividend-payments-myanmar-gas-project-2021-05-28/>

⁶⁶ <https://thediplomat.com/2021/06/how-a-south-korean-gas-project-got-caught-up-in-the-myanmar-coup/>

国営石油大手 Petronas⁶⁷やタイの石油開発公社 PTTEP⁶⁸も鉦区における生産量の減少といった技術的な問題を理由に一時的に生産を停止しているものの、国民生活への影響などを踏まえ、権益放棄の可能性は低いとされる⁶⁹。他の事例についても、国軍傘下の企業との共同事業以外では、もともと不採算事業であったことなどが背景となっており、多くが様子見姿勢とみられる。

第7表：2021年2月以降の企業の投資計画変更の主な動き

企業名	国籍	公表/報道時期	概要
Amata Corporation	タイ	2021年2月	工業団地開発計画(10億ドル)を凍結
キリンホールディングス	日本	2021年2月	ビール事業の現地合弁先である国軍系企業MEHLと合弁解消に向けた協議を継続中
Lim Kaling	シンガポール	2021年2月	Virginia Tobacco Group (MEHLが過半出資)から投資引き上げを検討中
トヨタ	日本	2021年2月	2021年2月に予定していた新工場の稼働を延期
Petronas	マレーシア	2021年4月	国営Myanmar Oil and Gas EnterpriseおよびJX石油開発等と保有するイェタグン・ガス田の生産停止
AEON	日本	2021年5月	現地財閥との合弁で2021年夏に予定していたショッピングモールの着工を延期
フランス電力 (Électricité de France: EDF)	フランス	2021年3月	丸紅を含むコンソーシアムが運営する水力発電ダムプロジェクト(15億ドル)を中断
香港上海ホテル	香港	2021年5月	ヤンゴンにおけるペニンシュラホテルの建設計画(1.3億ドル)を延期
三菱商事	日本	2021年7月	不採算事業であった現地ディーラーとの合弁によるタイヤ販売から撤退(2021年7月末に事業停止)
Telenor	ノルウェー	2021年7月	ミャンマー事業をレバノンの投資会社M11に売却する方針(売却額1.05億ドル)
British American Tobacco (BAT)	英国	2021年10月	2021年末までに事業撤退する方針
Kempinski Hotel (ネビドー)	スイス	2021年10月	当面の事業停止を発表

(資料) World Bank[2021]、報道等より国際通貨研究所作成

先行き不透明感が強まる中、目先、投資計画の延期や見送りなどにより新たな投資が伸び悩む公算が高い。もっとも、クーデターを理由にミャンマーから事業を撤退する動きは、現時点では一部に限られ、様子見姿勢を継続する企業が多いとみられる。2021年4月に在ミャンマー外国商工会議所が合同で実施したアンケート調査によると、2021年末までの事業計画に関する日系企業の回答では、「不明」(38%)や「現状維持(34%)」が多く、「他国への移転」や「撤退」を計画している企業は少なく、他の国籍の企業も同様の傾向がうかがわれる(第14図)。

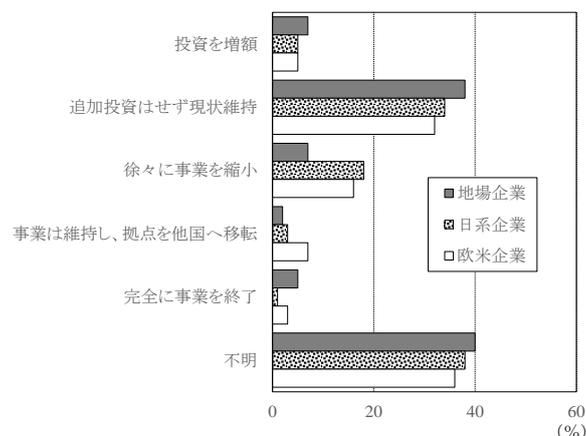
2023年8月に総選挙が実施され、欧米諸国からの厳しい経済制裁を回避し、かつ政治・社会情勢の安定が保たれれば、事実上の軍政下でも、企業の投資やインフラプロジェクトが再開される可能性はあろう。

⁶⁷ <https://www.petronas.com/media/press-release/petronas-upstream-operations-myanmar-declares-force-majeure-its-yetagan-field>

⁶⁸ <https://www.energyvoice.com/oilandgas/asia/340483/pttep-pressing-on-in-myanmar-despite-delays/>

⁶⁹ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO71163710Z10C21A4FF8000/>

第 14 図：在ミャンマー企業の 2021 年末までの事業計画



(資料) Foreign Chambers of commerce in Myanmar [2021]より国際通貨研究所作成

5. おわりに

ミャンマーでは、クーデター以降、軍政と民主派勢力との膠着状態が続いている。国際社会は、新規の支援の停止やターゲット制裁の強化などにより圧力を強めているものの、これまでのところ軍政の行動に変化はみられない。目先、国連総会でのミャンマーの代表性を巡る判断に加えて、ASEAN におけるミャンマーへの対応、欧米諸国のターゲット制裁のさらなる強化などが焦点とみられる。また、軍政が 2023 年 8 月に実施を表明している総選挙については、民主派勢力や国際社会が納得可能な方法で行われ、政治・経済の安定化につながるかがポイントと言えよう。

経済面では、コロナ禍およびクーデターの影響による経済活動の停滞が続いているものの、インターネット接続や金融機関の営業再開などにより、市民生活は徐々に平常を取り戻しつつあるとみられる。もっとも、国際支援の停止や投資の伸び悩みに加えて現金不足の影響などもあり、正常化には時間を要しよう。財政ポジションや外貨繰り悪化、チャット安などによるインフレ加速なども懸念される。現状、進出外資系企業の多くは様子見姿勢を続けているとみられるが、事態の長期化による経営判断の変化には留意する必要がある。

以上

<主な参考文献>

- 工藤年博 編[2015]、「ポスト軍政のミャンマー—改革の実像—」アジア経済研究所、2015年11月
- 工藤年博 [2021]、「ミャンマー・クーデターが突きつける日本の政府開発援助（ODA）の課題」『IDE スクエア - 世界を見る眼』アジア経済研究所、2021年10月 (https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2021/ISQ202120_026.html#r6)
- Burma News International (BNI) [2017], “Deciphering Myanmar’s Peace Process: A Reference Guide 2016,” January 2, 2017, Chiang Mai, Thailand (<https://www.mmpeacemonitor.org/download/deciphering-myanmars-peace-process-2016-english-version/>)
- Foreign Chambers of commerce in Myanmar [2021], “Joint Survey on the impact on businesses operating in Myanmar Report,” May 6, 2021 (<https://gm-bc.com/news/joint-survey-on-the-impact-on-businesses-operating-in-myanmar-report>)
- IMF [2017], “2016 Article IV Consultation—Press Release; Staff Report; and Statement By the Executive Director For Myanmar,” IMF Country Report No. 17/30, February 2017 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/02/02/Myanmar-2016-Article-IV-Consultation-Press-Release-Staff-Report-and-Statement-by-the-44612>)
- [2020], “Myanmar : Requests for Disbursement Under the Rapid Credit Facility and Purchase Under the Rapid Financing Instrument-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Myanmar,” IMF Country Report No. 20/215, July 2020 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2020/07/02/Myanmar-Requests-for-Disbursement-Under-the-Rapid-Credit-Facility-and-Purchase-Under-the-49542>)
- [2021], “Myanmar: Requests for Disbursement Under the Rapid Credit Facility and Purchase Under the Rapid Financing Instrument-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Myanmar,” Country Report No. 2021/023, January 2021 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2021/01/25/Myanmar-Requests-for-Disbursement-Under-the-Rapid-Credit-Facility-and-Purchase-Under-the-50036>)
- ILO [2021], “Employment in Myanmar since the military takeover: A rapid impact assessment,” ILO Brief, July 2021 (https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-yangon/documents/publication/wcms_814681.pdf)
- United Nations [2021], “Resolution adopted by the General Assembly on 18 June 2021,” General Assembly Seventy-fifth session, Agenda item 34, 25 June 2021 (<https://undocs.org/en/A/RES/75/287>)

- United Nations Human Rights Council (UNHRC) [2019], “The economic interests of the Myanmar military,” A/HRC/42/CRP.3, 5 August 2019 (<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/MyanmarFFM/Pages/EconomicInterestsMyanmarMilitary.aspx>)
- World Bank [2021a], “Myanmar Economic Monitor - Progress Threatened; Resilience Tested,” July 2021 (<https://www.worldbank.org/en/country/myanmar/publication/myanmar-economic-monitor-reports>)
- [2021b], “World Bank East Asia and Pacific Economic Update, Long COVID,” October 2021 (<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/36295/9781464817991.pdf#page=16>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan
Telephone: 81-3-3510-0882
〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階
電話 : 03-3510-0882 (代)
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: <https://www.iima.or.jp>